

長野市長 鷺澤 正 一 様

長野市情報公開審査会  
会長 柳澤 修嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年7月23日付け24庶第63号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

長野市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年2月16日付け23庶第1－278号で行った長野市行政情報部分公開決定（以下「本件処分1」という。）は、妥当である。一方、長野市行政情報非公開決定（以下「本件処分2」という。）については、異議申立ての調査審議に係る部分を除き公開すべきである。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政情報（以下「本件対象行政情報」という。）について公開請求を行った。

ア 現在の長野市情報公開審査会委員（以下「審査会委員」という。）の委嘱に関する一連の文書

イ 長野市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の平成23年4月から12月までの開催状況及びその議事録（以下「審査会議事録」という。）

(2) 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった本件対象行政情報について次のとおり決定し、申立人に通知した。

ア 上記(1)のア及びイのうち、審査会の開催状況については、条例第7条第1号又は同条第2号に該当する非公開情報を除き、本件処分1を行った。

イ 上記(1)のイのうち、審査会議事録については、条例第7条第1号の非公開情報に該当するとし、本件処分2を行った。

(3) 異議申立て

これに対して、申立人は、本件処分を不服として、平成24年4月23日付けで、実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

#### (4) 諮問

実施機関は、平成24年7月23日付けで、条例第18条の規定に基づき、当審査会に対して諮問した。

### 3 申立人の主張の要旨

「異議申立書」、「実施機関の理由説明書に対する意見」及び意見陳述から、申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第21条第4項では、審査会委員は、「学識経験者」、「市長が必要と認める者」の中から、市長が委嘱するとなっている。審査会委員の役職等は、この要件に該当する者なのかどうかを示す重要な部分であり、委嘱の前提条件であることから、この部分は、審査会委員の資格要件として当然公開されるべき情報と考える。

審査会委員の役職等については、平成17年度から19年度までは公開となっていたがいつから非公開となったのか、その理由と検討経過をしっかりと説明することが必要である。「一個人の情報に当たるから、非公開としている。」との理由は、公開となっていた経過を考えると、全く説明になっていない。

- (2) 条例第29条で「審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。」となっていることから、審査会議事録は公開しないとするが、平成23年4月に審査会委員は改選されており、条例第22条の規定に基づき会長等の互選を行っているはずである。その様な事務的な部分は、「調査審議」ではないことから、公開すべきであると考える。

平成23年度の第1回情報公開審査会は、平成23年12月21日に開催され、その際の通知は、審査会会長名でなされている。とすれば、第1回審査会の前に審査会会長等を互選した審査会が開催されていなければならない、その審査会議事録は、「調査審議」ではないことから、公開すべきものとする。

なお、審査会は、実施機関から独立して活動することが求められており、新たに委員が改選されたならば、速やかに会長を互選し、いつでも活動できる体制を確保することが必要であると考える。会長の互選が行われていないのに事務局が勝手に会長を決め、審査会を運営している体制はあってはならないことと考える。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本市では、審査会委員について、氏名のみならずその役職等も公表してきたが、そのような中、平成17年の個人情報保護法の施行、加えて、平成18年の長野市個人情報保護条例の改正等により、本市における個人情報の取扱いが厳格化したことを受けて、審査会委員の個人情報の取扱いについて再検討した。

その結果、審査会委員は特別職の公務員ではあるが、当該委員の役職等については、審査会委員個々の職業といった個人情報であり、個人のプライバシーは最大限尊重される必要があると判断し、平成21年から、審査会委員の氏名のみ公表することとしたものである。

審査会には、第三者機関として、公正・中立的に専門的な見地から情報公開決定等の妥当性についての判断が求められていることから、その委員の委嘱に当た

っては、条例に基づく審査会の役割を踏まえ、委員としての適格性等を十分に勘案し、役職等にかかわらず市長が適当と認めた者に委嘱している。

- (2) 審査会が行う審議では、条例第7条各号に属する非公開情報を含む行政情報を公にせず審理（インカメラ審理）を行う場合があることや、審査会は、合議による審査機関として、審査会委員の自由で闊達な意見の提出に制約を加えないなどのために、条例第29条で「審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。」と規定しており、会議を含む調査審議に係るものについて、原則非公開としているものである。審査会の会議は、その内容のいかんにかかわらず条例第29条で規定する調査審議に属するものと認識することから、公開請求があった審査会議事録についても、条例第7条第1号の法令等の規定により公開することのできない情報に該当すると判断し、非公開処分としたものである。

審査会会長の選出は、条例に基づき、委員改選後、最初に開催された会議において、委員の中で互選されており、事務局が勝手に事前に会長を決めてはいない。また、委員改選後、速やかに審査会を開催し、会長の互選等を行うことが事務処理上望ましいことではあるが、現行どおりの対応が審査会の運営に支障を来たすものではないと考える。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。条例において、実施機関が保有する行政情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件申立てについて判断するものである。

### (2) 本件申立てに対する審議事項について

本件申立てにおける争点は、本件処分1の対象行政情報である審査会委員の役職等が条例第7条第2号の非公開情報に該当するかどうか、また、本件処分2の対象行政情報である審査会議事録のうち審査会会長の互選等異議申立てに係る調査審議に該当しない部分が条例第29条で規定する調査審議の手続に該当し、条例第7条第1号の非公開情報に該当するかどうかであり、その点について調査審議した。

### (3) 審査会委員の役職等と条例第7条第2号の該当性について

本件対象行政情報である「長野市情報公開審査会委員名簿（以下「委員名簿」という。）」には、「職名」、「氏名」及び「役職等」が記載されており、そのうち役職等の欄には、各審査会委員の職業（職種）若しくは現在の所属・役職等が記載されていた。

この役職等は、審査会委員によってはそのみで個人を識別することができ、条例第7条第2号の個人に関する情報であることは間違いない。その上で、条例第7条第2号のただし書き（以下「ただし書き」という。）の非公開情報から例

外として除かれるもののうち、本件申立てに係る処分に関係すると考えられるア及びエに該当するか否かを審議した。

最初に、ただし書きのアについては、条例では、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は公開することとし、また、条例の逐条解説である「情報公開事務の手引」においては、ただし書きアの「公にされ」とは、「当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、公開請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。」と解説している。

特別職の公務員である審査会委員の氏名は、条例第7条第2号ただし書きのウに基づき職務遂行情報として公にされており、今日の高度情報化社会にあっては、その氏名をインターネット等で検索することで、審査会委員の役職等が容易に推測される可能性がある。

しかしながら、この情報は、審査会委員として公表されているものではなく、これをもって公にされている情報と認識することはできない。また、審査会委員の役職等が過去に公開されていた経過があったとしても、このことをもってただし書きアに該当するとはいえないと判断する。

次に、ただし書きエの該当性であるが、条例では、「実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公開することが必要であり、かつ、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる情報であって実施機関が公表した基準に該当するもの」に該当する場合には、公開することとしている。

申立人は、審査会委員の役職等は、審査会委員として、条例の要件に該当し得る適格な者なのかを考察する上で重要な部分であると主張している。これに対して、実施機関は、市長が適格者と判断すれば、その役職等のいかに関係なく、無職の者をはじめとして、様々な役職等の者が審査会委員として選任される可能性があり、また、役職等をもってしても、審査会委員として適格な者であるかどうかを判断する明確な基準はないため、職歴等を総合的に勘案し、市長が適当と認めた者を審査会委員として選任していると主張している。

審査会は、行政情報の公開決定等に係る異議申立てに対して、公正かつ中立的な立場で実施機関の処分の妥当性を調査審議の上で、判断するものであり、社会一般的には、審査会委員の役職等が公開されることで、第三者機関としての審査会の審議及び答申に対する信頼感等を付与できるという申立人の主張も一部理解できる。

しかしながら、役職等という審査会委員個人のプライバシーに係る情報を公開することにより、審査会委員個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは言い切れない。

特別職の公務員であっても、個人のプライバシーは、最大限保護する必要がある、個人に関する情報は、原則非公開とすることが、個人情報保護の観点から適切であると考えられる。

したがって、本件対象行政情報である審査会委員の役職等については、ただし書きのア及びエのいずれにも該当せず、非公開情報とすることが妥当である。

なお、個人のプライバシーは、最大限尊重することはもちろんであるが、条例

第1条で目的とする市政運営における透明性の向上を図る上でも、今後は、審査会委員の委嘱に際して、事前に役職等の公開について本人同意を得るなどした上で、可能な限り公表していくことが相当であると考え。

(4) 審査会議事録の条例第29条及び条例第7条第1号の該当性について

審査会の調査審議は、基本的には異議申立てに係る行政情報の公開・非公開の適否に関して行われるものであり、審議を公開すると特定の個人や法人等の機密に属するような、本来は、非公開とすべき情報が公になるおそれがあること、また、審査会は、審査会委員が公正かつ中立的な立場で率直に意見を述べ、委員個々の考えにより自由に討論を尽くし、最終的に合議を得ることで、適正に公開・非公開を判断するものであり、審議内容の詳細が公開されることにより、審議における委員間の議論や発言の断片的な部分のみを捉えて、他者からのいわれのない非難をされるなど適正な調査審議の実施に支障を来たすおそれがあることから、条例第29条において、審査会が行う調査審議の手続は非公開としているものである。

ただし、審査会の調査審議自体は、条例第29条の規定に基づき非公開とすべきであっても、審査会議事録については、異議申立てに係る調査審議に該当する部分を除き、記載されている内容ごとに条例第7条第5号で規定する審議、検討又は協議に関する情報として非公開とすべきかどうかを慎重に判断するとともに、公開可能な内容であっても非公開部分と容易に分類できるか否かを十分に精査した上で、公開・非公開の決定を行うことが妥当であると考え。

本件対象行政情報である審査会議事録の内容を確認したところ、「平成23年度第1回情報公開審査会次第」に沿って項目ごとに区分され、要点形式で作成されていた。また、その中で、審査会会長の互選についても記載されている部分を確認した。

審査会会長の互選は、審査会を代表する者を決定する重要な事項であることには間違いがないが、審査会議事録のうち当該部分を公にしたとしても、審査会の適正な運営や調査審議に著しい支障を来たすおそれがあるとまでは言い切れず、必ずしも非公開としなければならない理由は見当たらない。

以上より、本件対象行政情報である審査会議事録のうち、審査会会長の互選等異議申立てに係る調査審議に該当しない部分は、審査会の調査審議に支障来たすおそれがないことから、公開することが妥当である。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、本件処分について、「1 審査会の結論」のとおり判断した。

(6) 審査にかかわった委員

会長 柳澤 修嗣、委員 関 良徳、委員 小泉 真理、委員 田下 佳代、委員 芝波田 利直

審査会における調査・審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 7 月 23 日 (審査会)	○実施機関から「諮問書」及び「理由説明書」を受領 ○実施機関による口頭理由説明 ○審議
平成24年 7 月 26 日	○申立人に「実施機関理由説明書」及び「反論書提出通知」を送付
平成24年 8 月 9 日	○申立人から「反論書」を受領及び実施機関へ「同反論書」を送付
平成24年 8 月 29 日 (審査会)	○実施機関から「再理由説明書」を受領 ○審議
平成24年 9 月 13 日	○申立人へ「意見陳述実施通知」送付
平成24年 9 月 28 日 (審査会)	○申立人による口頭意見陳述 ○実施機関から事情聴取 ○審議
平成24年11月16日 (審査会)	○審議
平成24年11月28日 (審査会)	○審議 ○答申